

○産業医科大学研究不正防止組織統括（ガバナンス）に関する規程

平成27年3月3日産医大規程第8号

改正

平成31年4月24日規程第3号

産業医科大学研究不正防止組織統括（ガバナンス）に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、産業医科大学（以下「本学」という。）に責任ある研究不正防止体制を確立するとともに、研究者等の研究不正防止に係る意識を高めることにより、公正な研究活動を推進することを目的とする。

（最高管理責任者）

第2条 学長は、本学における研究活動の最終責任を負う最高管理責任者として、研究の公正、透明性及び客観性を確保するため、研究不正防止組織を統括しなければならない。

（研究不正防止統括本部）

第3条 学長は、本学の研究不正防止に関する組織統括を円滑に遂行するために、研究不正防止統括本部（以下「統括本部」という。）を設置する。

2 学長は、統括本部を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者として本部長を置き、副学長のうち学長が指名する者をもって充てる。

（組織）

第4条 統括本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 大学院医学研究科長
- (3) 研究不正行為等防止委員会委員長
- (4) 産業医科大学倫理委員会委員長
- (5) 産業医科大学臨床研究審査委員会委員長
- (6) 産業医科大学利益相反委員会委員長
- (7) 遺伝子組換え実験安全委員会委員長
- (8) 産業医科大学動物実験委員会委員長
- (9) バイオセーフティ委員会委員長
- (10) 治験審査委員会委員長
- (11) 不正使用防止計画推進室長
- (12) 事務局長
- (13) 学長が指名する者 若干名
- (14) 外部監査委員（法律の専門家）

2 本部長は、統括本部構成員の中から副本部長を指名することができる。

3 第1項第13号及び第14号に規定する委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（研究不正防止統括会議）

第5条 統括本部に、研究不正防止統括会議（以下「統括会議」という。）を置く。

2 統括会議は、研究不正防止に係る学内委員会の運営上の公正性、透明性及び客観性を確保するために相互監査を行う。

3 統括会議は、本部長が招集し、その議長となる。

4 議長に事故のあるときは、副本部長がその職務を代行する。

5 統括会議は、本部構成員の2分の1以上の出席により成立する。

6 統括会議の議事は、出席本部構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 統括会議は、年1回開催するほか、本部長が必要と認めるときに、臨時に開催することができる。

8 統括会議は、必要に応じ、統括本部以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（監査内容）

第6条 統括会議は、次に掲げる事項について相互監査を実施する。

- (1) 研究不正防止教育の実施に関すること。
  - (2) 最新の法令に則した関係諸規程、ガイドライン等の制定・改廃に関すること。
  - (3) 研究進捗状況の把握、終了報告の実施に関すること。
  - (4) 研究不正防止に係る学内委員会の関係諸規程、ガイドライン等の違反、疑義事例等の対応に関すること。
  - (5) その他研究不正防止に係る学内委員会の活動に関すること。
- (監査報告)

第7条 本部長は、統括会議における監査結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(研究不正防止教育の推進)

第8条 学長は、統括本部の下に、研究不正防止意識の向上及び研究不正行為防止の推進を確実に実施するために、研究不正防止推進委員会を設置する。

2 研究不正防止推進委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

3 学長は、研究不正防止責任者（研究倫理教育責任者）を各教授会から選任するとともに、講座等に若手研究者、大学院生、学部学生等に研究不正防止に係る教育及び指導を実施する研究不正防止推進委員（メンター）を配置する。

(研究不正防止統括本部の庶務)

第9条 研究不正防止統括本部の庶務は、大学管理課において行う。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第4条第1項第12号及び第13号の規定により最初に任命される委員の任期の開始は、この規程の施行の日とし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成31年4月24日規程第3号）

1 この規程は、令和元年5月1日から施行する。

2 この規程による改正後の産業医科大学研究不正防止組織統括（ガバナンス）に関する規程第4条第1項第13号及び第14号の規定により選出される委員の任期の開始は、この規程の施行の日とし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。